

令 04 原機（敦廃）009
令和 4 年 11 月 25 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更届出

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項及び第 5 項の規定に基づき，下記のとおり新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に係る軽微な変更を届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん
所 在 地 福井県敦賀市明神町 3 番地

三 発電用原子炉の名称

名 称 新型転換炉原型炉施設

四 変更に係る事項

平成 20 年 2 月 12 日付け平成 18・11・07 原第 4 号をもって認可を受けた後、別紙 1 のとおり変更認可を受け、別紙 2 のとおり変更を届け出た新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙 3 のとおり変更する。

1 1 廃止措置の工程

五 変更の理由

令和 5 年度(2023 年度)から予定している原子炉本体解体撤去に向け、専ら廃止措置に必要な主要装置の「原子炉領域遠隔解体装置(切断装置, 把持装置, 吊り上げ装置, 解体用プール)」等の詳細検討において、より確実な解体用プールの施工方法を構築する必要があると判断し、原子炉本体解体撤去期間の着手時期を令和 5 年度(2023 年度)から令和 12 年度(2030 年度)に延伸し、それに伴い廃止措置終了時期も令和 15 年度(2033 年度)から令和 22 年度(2040 年度)に延伸する。なお、本変更は工程変更であり、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障がないことから、軽微な変更として届け出る。

以上

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成30年5月10日	原規規発第1805108号	使用済燃料の譲渡しを含む廃止措置計画の変更, 保管区域の設定場所及び容量の明確化等に伴う変更
令和元年7月22日	原規規発第1907223号	設備維持管理等の変更及び放射性気体・液体廃棄物の放出量の実績値反映に伴う変更
令和3年5月14日	原規規発第2105141号	新検査制度への移行に伴い, 性能維持施設に関する事項の追加, 品質マネジメントシステムに係る事項等の追加に伴う変更
令和4年2月21日	原規規発第2202215号	セメント混練固化装置の仕様反映等に伴う変更
令和4年11月16日	原規規発第2211165号	ユニット型空気圧縮機及び原子炉補機冷却系代替冷却装置の仕様反映等に伴う変更

変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備考
平成24年3月22日	23原機(ふ)516	使用済燃料搬出期間の5年繰り延べ, 廃止措置完了時期の5年延長に伴う変更
平成27年4月27日	27原機(ふ)072	組織名称及び本部住所並びに理事長交代に伴う変更
平成30年4月2日	30原機(ふ)002	組織改編に伴う組織名称の変更
令和4年4月25日	令04原機(敦廃)002	理事長交代に伴う変更

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更届出書
変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1 1 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、<u>2033</u>年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表 11-1 に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表 11-1 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<p>1 1 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、<u>2040</u>年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表 11-1 に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表 11-1 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<p>・原子炉本体解体撤去着手時期の7年間延伸に伴う廃止措置完了時期の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

